

忘れられない遺言



遺言には財産の配分を指定するだけでなく、家族へ愛情や感謝の気持ち、そして自分の考えなどを書くことができます。これを**付言事項**といいます。この**付言事項が遺言の実行を左右する**、といっても過言ではないくらい大きな効果があります。

ある遺言信託の事例で財産をほとんどもらえない相続人の方がいらっしゃいました。遺言信託では通常、信託銀行が遺言執行者になっているので、相続が発生した場合、事前に指定された死亡通知人の方から連絡があります。そこで信託銀行員が相続人全員の前で遺言を読みあげることになりました。遺言を読みあげていくと、ほとんど財産をもらえなかった相続人の方の表情がみるみるこわばっていくのがわかりました。しかし、遺言書の最後に本人が書いた**付言事項**として、そのような財産配分となった理由や財産配分の有無にかかわらず家族全員への心あたたまる感謝の気持ちの言葉が書かれていました。その言葉を聞くと、その相続人の方の表情がたちまちやわらかくなり、涙が頬を伝ったのが印象的で忘れることができません。



また別の相続の事例では、財産は他の相続人よりも多くもらったのに不満を漏らす相続人の方がいらっしゃいました。「なぜですか」と聞いたところ、「自分の名前が**付言事項**にのっていなかった」というのです。**財産よりも自分に対する親の最後の言葉が聞きたかった**ということでした。しかし、相続が発生した後では、どうすることもできません。

付言事項には法的効力はありませんが、**財産を分けた理由や家族全員に対する感謝の気持ちを書くことで、気持ちは伝わり、争いになる可能性は少なくなる**のではないのでしょうか。

付言事項では書かなければいけないことや、書いてはいけないことはありませんが、相続人の名前は全員書き、そして、悪口は書かない方がよいでしょう。



出典：角川SSC新書『遺言の「落とし穴」 一事例でわかる円満相続のコツ』 灰谷健司 (KADOKAWA)